

議案第39号

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例並びに西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例並びに西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月19日

西脇市長 片山 象 三

(理 由)

新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の状況を考慮し、特別職の給与並びに議会議員の議員報酬及び期末手当を減額するため。

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例並びに西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年西脇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (給料の特例) 2～5 (略) (給料及び期末手当の特例) 6～8 (略) 9 <u>令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における市長、副市長の給料及び期末手当の額は、市長及び副市長の給与条例第3条に定める給料月額及び第4条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</u> 10 <u>令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における教育長の給料及び期末手当の額は、教育長の給与条例第3条に定める給料月額及び第4条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (給料の特例) 2～5 (略) (給料及び期末手当の特例) 6～8 (略) (新設) (新設)</p>

(西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 西脇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年西脇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日) <u>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (議員報酬及び期末手当の特例)</u></p>	<p>附 則 (新設) この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>

2 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における議長等の議員報酬及び期末手当の額は、第2条に定める議員報酬の月額及び第6条第2項に定める期末手当の額から、100分の10を減額した額とする。

(新設)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。